

漁協

漁協の事業・組合員資格

- 漁業協同組合(漁協)は、漁業者により構成される協同組合であり、水産業協同組合法に基づき設立され、漁場の利用調整、組合員の漁獲物等の加工・販売、営漁指導等の事業を実施。
- 漁業の組合員資格は、正組合員と准組合員がある。正組合員は一定日数以上漁業に従事する者や、中小規模の法人等に制限されている。

【漁協の組合員資格(水協法第18条)】

沿海地区漁協の正組合員(2015年:146,437人)

- ① 組合の地区内に住所を有し、かつ、90～120日で定款で定める日数を超えて、漁業を営み又は従事する漁民
 - ② 漁業生産組合
 - ③ 中小規模※の漁業法人
- ※ 従業者が300人以下で、かつ、漁船の合計総トン数が1,500t～3,000t(定款で設定)以下であるもの

沿海地区漁業の准組合員(2015年:164,411人)

- ① 正組合員以外の漁民
- ② 正組合員と同世帯の者
- ③ 組合地区内の水産加工業者、遊漁船業者等

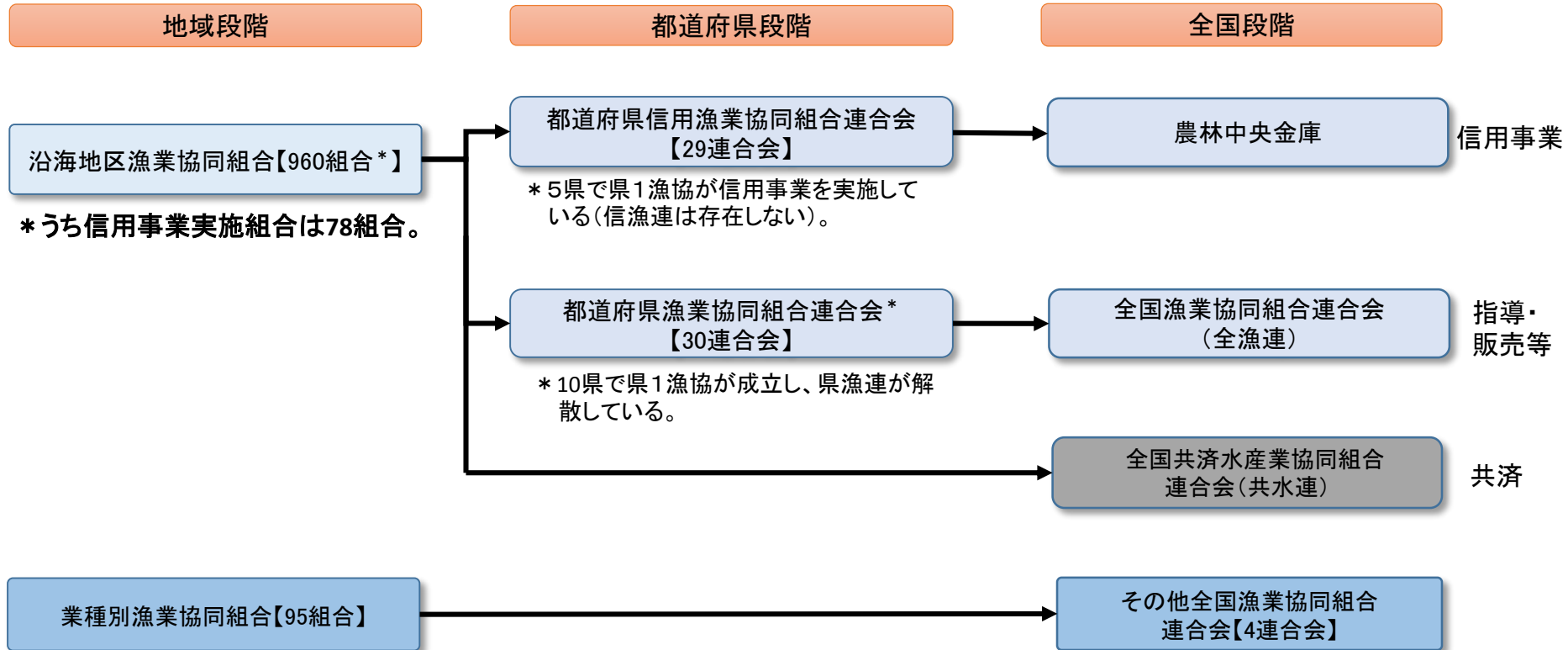
【漁協の事業(水協法第11条)】

- ① 水産資源の管理・水産動植物の増殖
 - ② 水産に関する経営・技術の向上に関する指導
 - ③ 漁場の利用に関する事業
 - ④ 組合員の漁獲物等の運搬、加工、保管又は販売
 - ⑤ 組合員の事業・生活に必要な物資の供給
 - ⑥ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
 - ⑦ 組合員の事業・生活に必要な資金の貸付け
 - ⑧ 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
 - ⑨ 組合員の共済に関する事業
- ※ その他水協法第17条で漁業の自営を規定

漁協の組織・監査体制

- 漁協系統は、単協、都道府県漁連、全漁連の三段階で構成されているが、農協のような中央会制度は存在せず、全漁連が単協等の指導・監査を実施
- 全漁連には監査組織としてJF全国監査機構が設置されており、水協法上義務付けられている信用事業を行う組合に対する財務諸表の監査等を実施している。

○漁協系統の仕組み（2017年3月末時点）



漁協と農協の比較

- 漁協の組織・事業の規模は、農協と比較して総じて小さい。
- 漁協の主な事業は、販売事業、購買事業、漁業自営事業。
- 漁協の信用事業は、信漁連への事業譲渡等により大幅に減少しており、信用事業を実施しているのは全漁協の1割。

①規模の比較

(単位:人、百万円)

2015年度 1組合平均	漁協(A)	農協(B)	(A)／(B)
組合員数 (うち正組合員数)	328人 (155人)	15,117人 (6,463人)	1／46 1／42
職員数	13人	298人	1／23
出資金	218	2,285	1／10
信用事業 貯金残高	9,734	138,906	1／14
貸出金残高	1,099	32,541	1／30
購買事業(供給高)	205	3,802	1／19
販売事業(取扱高)	1,478	6,611	1／4

注:各事業における1組合平均は、各項目の合計を事業実施組合数で除した。

②組合の事業総利益に占める割合

2015年度	漁協	農協
信用事業	4%	42%
共済事業	3%	26%
購買事業	14%	17%
販売事業	43%	8%
漁業自営	7%	—
製氷・冷凍	5%	—
利用事業	5%	4%
指導事業	11%	▲1%

注:上記事業総利益には、事業管理費が含まれておらず、事業利益は総額で55億円の黒字となっているが、個別に見た場合は約7割の組合が赤字となっている。

③信用事業を実施する組合数

2015年度	漁協(948組合中)	農協(686組合中)
組合数	81組合(9%)	686組合(100%)
運用資産	約0.9兆円	約97.7兆円

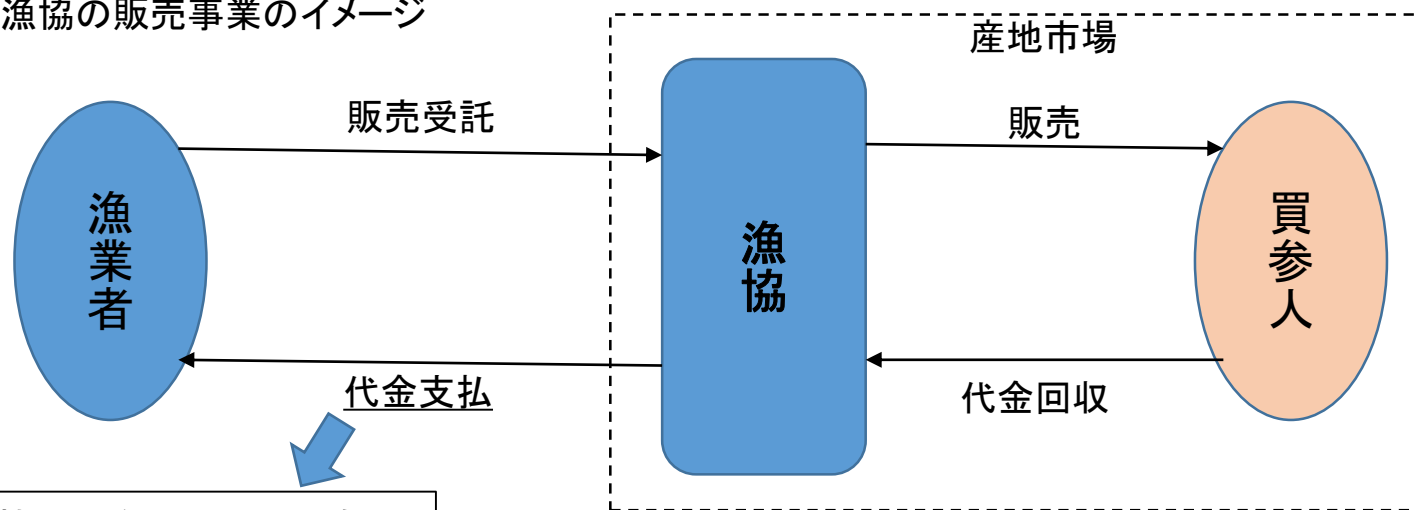
注:漁協は沿海地区出資漁協、農協は総合農協(信用、販売等の事業を総合的に行う農協)について取りまとめた。

出典:(水産庁「水産業協同組合統計表」、農林水産省「総合農協統計」)

漁協系統の販売事業

- 漁協の販売事業は、自らが開設した産地市場での受託販売が中心。産地市場で漁業者の水産物を売り切るとともに、漁協が売り先からの代金回収を担うことで、漁業者の決済リスクを負担。
- 販売事業は、単協と県漁連でほぼ完結しているところ。

○ 漁協の販売事業のイメージ



漁協は買参人からの代金回収より前に漁業者に代金支払を行っている。決済リスクは漁協が負担。

○ 漁協系統の販売事業の取扱高(平成27年)

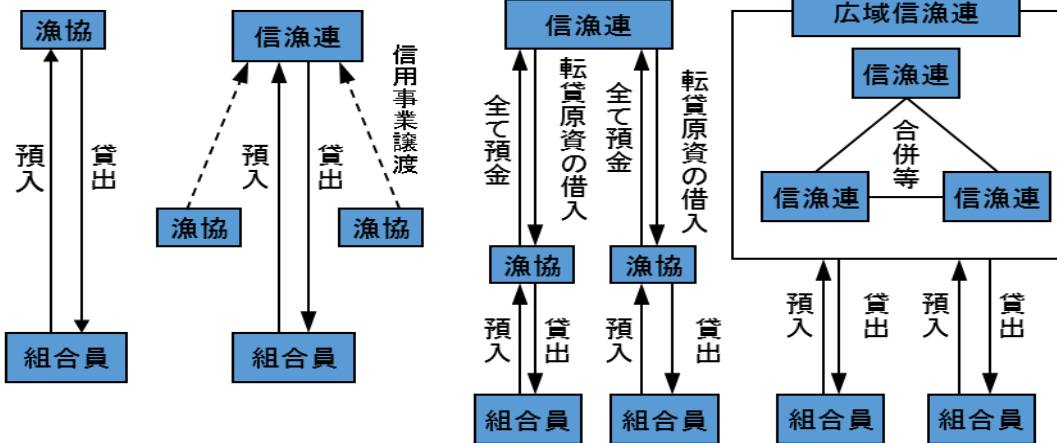
	取扱高	受託	買取
漁協	1兆1,336億円	95.9%	4.1%
県漁連	5,422億円	64.1%	35.9%
全漁連	331億円	20.3%	79.7%

漁協系統信用事業の事業運営体制

- 漁協系統の信用事業については、各県域において、1県1漁協による信用事業の実施、信漁連への信用事業の譲渡等が進展。
- 2017年4月には、兵庫県信漁連と和歌山県信漁連が合併し、広域信漁連になったところ。

○漁協系統の信用事業運営体制(信用事業安定運営責任体制)

- ①1県1漁協 ②統合信漁連 ③複数自立漁協(再預け転貸方式) ④広域信漁連



○各県の体制構築状況(2017年4月現在)

責任体制方式	組織数	達成県
1県1漁協(準県1も含む)	5	山形、宮城、島根、山口、大分
統合信漁連	25	青森、岩手、茨城、千葉、東京、新潟、富山、石川、福井、静岡、愛知、三重、京都、鳥取、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄
複数自立漁協(再預け転貸方式)等	3	北海道、福島、熊本
広域信漁連	1	兵庫、和歌山
計	34	

○信漁連が存在せず信用事業実施漁協もない県域

秋田、神奈川、大阪、滋賀、岡山

(対応例)

- ・神奈川県: 経営改善を図る信漁連の自主再建が困難となったことから、2015年9月に農林中央金庫へ全部事業譲渡(貯金は口座解約を基本として対応)。
- ・秋田県: 設備資金(近代化資金等)については、農林中央金庫が直接貸出。運転資金については、原資を農林中央金庫から転貸し秋田県漁協が貸出対応。

(注) 下線は統合信漁連において一部再預け転貸方式を導入しているもの。